

◇大阪市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、都市の低炭素化の促進に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく事務に係る事前審査を行う者の範囲を改めることにしました。
- 2 その他必要な規定の整備を行うことにしました。
- 3 この規則は、令和7年4月1日から施行することにしました。

(計画調整局建築指導部建築確認課)